

議案第26号

三朝町手数料条例の一部改正について

次のとおり三朝町手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年3月12日

三朝町長 吉田秀光

平成16年3月25日原案可決

三朝町議会議長 藤井享

三朝町条例第 号

三朝町手数料条例の一部を改正する条例

三朝町手数料条例(平成12年三朝町条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>第1条 略</p> <p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(36) 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(36) 略</p> <p><u>(37) 主要食料の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第35条の規定に基づく小売業(同法第3条第13項の</u></p>

<p>(37) 略</p> <p>(38) 略</p> <p>(39) 略</p> <p>(40) 略</p> <p>(41) 略</p> <p>(42) 略</p> <p>(43) 略</p> <p>(44) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3条以下 略</p>	<p>小売業をいう。次号において同じ。)の登録の申請に対する審査  <u>販売所の数が1である場合にあっては9,000円、販売所の数が2以上である場合にあっては9,000円に1を超える販売所の数に5,000円を乗じて得た額を加算した額</u></p> <p>(38) <u>主要食料の需給及び価格の安定に関する法律第45条第1項の規定に基づく小売業の変更登録の申請に対する審査5,000円に住所地が変更される販売所の数(新設されるものの数を含み、廃止されるものの数を除く。)を乗じて得た額</u></p> <p>(39) 略</p> <p>(40) 略</p> <p>(41) 略</p> <p>(42) 略</p> <p>(43) 略</p> <p>(44) 略</p> <p>(45) 略</p> <p>(46) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3条以下 略</p>
---	--

<p>附 則</p> <p>この条例は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>(附則の標題等)</p> <p>この条例の施行期日は、平成16年4月1日とする。</p> <p>第(38)条(1)</p> <p>この附則及び第38条の施行期日は、平成16年4月1日とする。</p> <p>第(39)条(1)</p> <p>この附則及び第39条の施行期日は、平成16年4月1日とする。</p>	<p>(附則の標題等)</p> <p>この条例の施行期日は、平成16年4月1日とする。</p> <p>第(38)条(1)</p> <p>この附則及び第38条の施行期日は、平成16年4月1日とする。</p> <p>第(39)条(1)</p> <p>この附則及び第39条の施行期日は、平成16年4月1日とする。</p>
--	---